

文化財課における不適正事務処理について（最終報告）

文化財課における不適正事務処理について、平成 19 年 8 月以降、調査チームの編成や外部委員の助言・指導などを通じて、事実の解明に努めてきました。

去る 3 月 12 日に「中間まとめ」を発表した後の追加の調査結果を含めて、最終的に判明した内容を報告します。

1 調査結果の概要

項目	調査で判明した事実等	今後の対応等
①未発行印刷物 平成 6 年度から平成 14 年度までの間に 13 件の未発行印刷物があった。	原稿の所在が明らかになったものもあり、専門家に意見を求めたところ、基本的に発行すべきとの見解を得た。	13 冊のうち 12 冊について、 <u>2 箇年度にわけて計画的に発行する。</u>
②調査団等調査 調査団の一部（5 団体）で、調査が行われていないおそれがあった。	当該担当職員から提出された資料の確認により、4 団体については、 <u>調査自体は行われていた</u> ことが判明。1 団体は調査団ではなく、民俗芸能保存団体で、未受領の補助金が口座に残っていたものであった。	
③調査団口座残金 各調査団口座の出納状況を確認した結果、残金があった。	当該担当職員から提出された資料の確認により、口座に残金があったのは、調査費用の未精算分であることが確認された。	11 調査団、13 口座の残金、 <u>12,493,795 円全額について、本市に戻し入れを行う。</u>
④事業終了後の出金 事業年度終了後に口座からの出金があった。	調査が不完全でも年度内に委託料を支出し、年度を越えて行った調査に係る費用を口座から出金していた。 当該担当職員から提出された資料を確認したが、6 団体 8 口座から延べ 16 回にわたり出金された 3,115,371 円について、 <u>私的流用は認められなかった。</u>	

2 問題の所在

- ・ 会計に関する諸規定を違反した担当者のみならず、それを決裁承認した課長・係長のマネジメントとチェックの怠慢
- ・ 当該担当職員が職員団体役員として当時の局内「事務職員配置換要綱」の配置換除外者として長年にわたり同課に在職していたこと
- ・ 課内のコミュニケーション不足

3 今後の対応について

(1) 職員の処分について

当該担当者と当時の関係責任職について、関与の度合いに応じて厳正に対応してまいります。

(2) 再発防止に向けて

調査で明らかになった事柄を踏まえ、

- ・ 事務執行体制及びチェック体制の見直し・強化
- ・ 職員のより一層の意識改革の推進と風通しのよい組織風土の醸成

など、報告書に記載の10項目の具体的再発防止策に取り組んでまいります。

- ① 職員行動基準研修の実施
- ② 経理研修の実施
- ③ 朝ミーティングを活用した情報共有の推進
- ④ 成果物等の確認
- ⑤ 担当者の複数制を原則
- ⑥ 公金外現金取り扱いマニュアルの作成
- ⑦ 内部監査の実施
- ⑧ 責任職の責任の明確化
- ⑨ 事務引継の徹底
- ⑩ 適正な職員人事異動の実施

今回のような不適正事務処理を二度と起こさず、市民からの信頼を取り戻せるよう、職員一丸となって、再発防止に全力を尽くしてまいります。

(参考)

<局内調査チーム>

調査メンバー：総務部長、局内課長・係長 計15人

調査対象：当該担当職員、歴代文化財課長、文化財係長、歴代総務課長・経理係長 等

<外部委員>

客観性・公正性・透明性などを確保するとともに、専門的な立場からの助言を受けるため、経営論や法律問題に関する有識者3人に、外部委員として当局への助言・指導を行うアドバイザーへの就任を依頼

外部委員：栗田誠之弁護士

伊東克宏弁護士

齋藤毅憲関東学院大学教授（平成20年3月まで横浜市立大学教授）

<資料> 未発行印刷物と調査団口座の概要

1 未発行印刷物の概要

年度	印刷発行物名	金額(円)	業者名	発行の考え方
14	「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書	1,218,000	A	直ちに印刷に取り掛かる。
14	「ベーリックホール」保存改修工事報告書	1,806,000	B	直ちに印刷に取り掛かる。
12	横浜市近代和風建築調査報告書	1,837,500	C	現有原稿を整理して発行へ
11	第32輯 横浜の山車調査報告書	955,500	D	校正作業の再開に取り掛かる。
10	横浜の仏像—久良岐郡—	1,449,000	A	現有原稿を整理して発行へ
9	第30輯 三会寺資料調査報告書	824,250	E	現有原稿を整理して発行へ
9	横浜市文化財総合調査概報(十四)	813,750	F	校正作業の再開に取り掛かる。
9	第25輯の5 寶生寺近世文書(その5)	761,250	E	状況を再確認する。
9	第24輯の4 寶生寺典籍(その4)	761,250	E	現有原稿を整理して発行へ
8	第24輯の3 寶生寺典籍(その3)	999,100	E	現有原稿を整理して発行へ
6	第17輯の2 港北区石造建造物報告書	999,100	E	校正作業の再開に取り掛かる。
6	横浜の民家	1,730,400	G	現有原稿を整理して発行へ
6	市指定文化財解説冊子(東輝庵諸師資料)	2,317,500	H	業者倒産につき断念

2 調査団口座の概要

(単位：円)

	団体名	状況	事業年度後 出金額	最終残高
◎	井上良斎「墨田焼」調査団(平成3年度)	経費執行無し		2,329,661
	東海道学術調査団(平成2年度)	経費執行済み		26,205
	古月下歴史資料調査団(平成2年度)	経費執行済み		633,302
◎	横浜真葛焼調査会(平成元年度から7年度)	事業年度と出金年度が 大きく異なる	451,416	6,102,927
◎	横浜真葛焼調査団(平成8年度)	事業年度と出金年度が 大きく異なる	437,510	918,496
◎	横浜の神楽面調査団(平成4・5年度)	団長名義人が団長就 任を否定	1,081,260	2,196,881
	佐藤美子氏資料調査団(平成4年度)	平成17年の職員異動 後に解約	187,018	0
	横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会(S54から)	平成17年の職員異動 後に解約	71,583	0
	横浜市文化財総合調査会(その1 昭和61年度から)	平成17年の職員異動 後に解約	884,139	0
	横浜市文化財総合調査会(その2 平成元年度限り)	平成16年1月解約	2,276	0
	横浜市文化財総合調査会(その3 平成4年度限り)	平成16年3月解約	169	0
◎	宮元囃子連	非調査団と判明		52,576
	横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会(会計担当名義)	団体管理移行済み		233,747
			3,115,371	12,493,795

※ ◎は平成19年11月現在で調査未実施のおそれがあるとしたもの

文化財課における不適正事務処理に関する調査報告

平成20年5月

横浜市教育委員会事務局

はじめに

教育委員会事務局では、昨年8月の匿名の投書以来、課長等による調査チームを編成し、外部委員として迎えた3人のアドバイザーの方々の助言と指導のもと、当局文化財課における不適正事務処理の調査に取り組み、去る3月には中間まとめを公表いたしました。

本報告書は、中間まとめ及びそれ以降の調査結果を一括して整理し、事件の全体像を明らかにするとともに、不適正事務処理に関わった者の関与・責任の度合いを明らかにし、今後の措置の基礎としようとするものです。

今回の不適正事務処理の内容は、特定担当職員のみならず、決裁・承認を行う課長・係長ら全員が、単年度では完結しにくい文化財・歴史資料調査について、法令に基づく適正な経理処理をせず、印刷物や報告書が未完成であるにもかかわらず公金を支出してしまい、担当者においては、その後に、印刷業者への預け金と調査団口座にプールした金銭をもって、引き続き発行作業や調査活動を行わせていた、また、そのような不適正事務処理が長期にわたって継続し、常態化していたというものでした。

中間まとめ以降の調査においては事業年度以降に調査団口座から引き出された金銭の用途について私的流用を指し示す証拠は確認されませんでした。法令にもとる事務処理を行い、文化財・歴史資料調査のみならず、教育行政並びに市政全般に対する市民、関係者の信用を失墜させた責任は極めて重大です。

教育委員会事務局としては、このまとめを踏まえ、不適正事務処理に関わった者について、その責任に応じた厳正な措置を行います。

そして、改めて今回の事件を深く反省し、再発防止策の徹底を行うとともに、一日も早く市民からの信頼を回復できるよう、職員一同、一丸となって日々の業務に一層の努力をしてまいります。

目 次

I	発端	1
II	調査時期・方法	
1	一次調査	1
2	二次調査	1
3	三次調査	2
4	外部委員の就任	2
5	当該特定担当職員への対応	2
III	調査結果	
1	調査に至るまでの経過	
(1)	刊行物関係	4
(2)	口座関係	4
(3)	現在の文化財課の執行体制	4
2	問題事象について	
(1)	未発行刊行物について	5
(2)	調査団名義通帳の出納について	5
3	関係者からのヒアリングにより把握した状況について	
(1)	刊行物について	6
(2)	調査委託について	7
(3)	その他	8
4	まとめ	
(1)	刊行物が未発行となった件	8
(2)	調査団未調査と推測される件	9
(3)	調査団口座に残金があった件	10
(4)	調査団口座から事業終了後も出金が行われていた件	10
(5)	調査団口座に関する不適正事務処理の意味	11
(6)	刊行物及び口座残金の今後の処理	11
IV	問題の所在	
1	総括	13
2	運営責任職の問題	13
3	組織運営の問題	14
V	関与の度合い	16
VI	再発防止に向けた対応	
1	基本的な考え方	18
2	再発防止に向けた取組	18
VII	外部委員からの意見	20
資料編		
別紙1	文化財課年度別発行不明印刷物リスト	24
別紙2	業務の流れ、文化財課における調査団経理の方法の比較	25
別紙3	文化財課未発行印刷物発行方針（案）	28
別紙4	調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について	29
別紙5	冊子発行計画	34
別紙6	年度別事象一覧	35

I 発端

平成19年8月10日（金）横浜市行政運営調整局コンプライアンス推進課御中とした封書（匿名）が、庁内文書搬送制度により同課に届き、8月13日（月）同課はこれを教育委員会事務局総務課に届け、当面の対応を委ねた。同日、同局総務部長は教育長に報告の上、文化財課長、総務課長、職員課長に調査を指示した。

【投書の概要】

- ①文化財課に在職していた特定職員の担当業務で、複数の印刷物が発行されていない。
- ②調査団運営に関わる公金外現金取扱いが不適切に処理されている。

II 調査時期・方法

1 一次調査

調査メンバー

総務部長、職員課長、総務課長、職員係長、経理係長

調査対象

当該担当職員、歴代課長（3人）、歴代係長（5人）、職員（8人）、口座名義人（8人）、印刷業者、金融機関、調査関係者・原稿執筆者

調査内容

過年度印刷物の発行等状況、文化財課内任意団体名義口座内容及び調査団実施状況、事実確認等

調査方法

電話及び面会によるヒアリング

調査時期

平成19年8月13日から平成19年11月7日

2 二次調査（局内調査チーム発足）

（1）調査メンバー

総務部長、局内課長・係長 計15人

（2）調査対象

当該担当職員、歴代課長（8人。退職者を含む。）、歴代係長（6人。退職者を含む。）、歴代総務課長・経理係長（13人）、元生涯学習部長（1人）

調査内容

事実・状況確認等

調査方法

電話、文書による確認及びチーム編成による面会ヒアリング

面会によるヒアリング期間

平成19年11月8日から平成20年3月10日

（3）検討会議

延べ30回開催

3 三次調査（局内調査チームによる）

（1）調査対象

事業終了後の出金の使途

（2）調査内容

関係資料（領収書、振込受付書等）の確認

（3）調査方法

面会、電話、書面、所在地訪問等

（4）調査期間 平成20年3月20日から4月10日

（5）3アドバイザーへの説明 平成20年4月22日から23日

4 外部委員の就任

客観性・公正性・透明性などを確保するとともに、専門的な立場からの助言を受けるため、経営論や法律問題に関する有識者3人に、外部委員として当局への助言・指導を行うアドバイザーへの就任を依頼した。

（1）外部委員メンバー

栗田誠之弁護士、伊東克宏弁護士、

齋藤毅憲関東学院大学教授（平成20年3月まで横浜市立大学教授）

（2）指導・助言の内容

ア 調査・取組みの方針の確認

イ 調査内容の確認・検証

ウ 未発行印刷物への対応方針への助言

エ 関係職員の法的責任に対する助言

オ 再発防止策への意見、承認

カ 意見書の作成

（3）打合せ等（延べ40時間）

ア 個別相談・・・随時

イ 合同会議・・・2回開催

5 当該担当職員への対応

（1）当初の事情聴取

当初、当局職員課長及び文化財課長が聴取者となり、係長1名を記録者として、同人1名に対して口頭で質疑応答を行っていたが、平成19年11月6日の記者発表後、当該担当職員から弁護士を代理人として以降の聴取に立会を認めるよう求められた。

（2）事情聴取方法の変更

当局としては、事情聴取への立会いは厳に認められないところであるが、一方では、関係書類が一切存在しない中では、当該担当職員からの事情聴取が是非とも必要である。

しかし、代理人抜き事情聴取に応ずる見込みがないので、書面による方式へ切替え、期日までの回答が得られないときや回答拒否があったときは、当局において了知した事実関係を元に、合理的に推定される範囲をもって、判断の基礎としていくこととし、平成20年1月22日に書面を送付した。

(3) 本人回答

平成20年1月31日代理人経由で本人からの説明書が提出された。

(4) 追加質問

説明書の内容を吟味の上、より詳しい事情を知るべき事項について、平成20年2月12日に追加質問を送付した。

(5) 本人回答(2回目)

平成20年2月26日代理人経由で本人からの説明書(2回目)が提出された。

平成20年2月29日説明書の補充・添付資料(領収書など約200頁)が提出された。

(6) 口頭補足説明の聞取り

平成20年3月4日補充・添付資料について、口頭で補足の説明を受けた。

(7) 追加質問及び本人回答(第3回)

平成20年3月8日追加質問送付、3月12日代理人経由で本人からの説明書提出

(8) 弁明書及び口頭補足説明の聞取り

平成20年5月2日中間まとめに対する弁明書の提出があり、口頭でその補足の説明を受けた。

Ⅲ 調査結果

1 調査に至るまでの経過

(1) 刊行物関係

平成17年4月の当該担当職員の異動の際、日頃の執務状況を鑑みた当時の文化財課長の指示により、過去の担当業務を含めた業務実績の再点検を行ったところ、過年度に印刷を発注したが、発行されていないものとして次の5冊が判明し、在庫が存在しない（印刷未了か全冊配布による在庫ゼロかは判断がつかなかった。）ものが、平成4年度までさかのぼり延べ10数冊を数えるに到っていた。

①平成15年度発注 横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書

②平成14年度発注 横浜市指定文化財「小岩井家住宅主屋及び表門」移築復元工事報告書

③平成14年度発注 歴史建造物「ベーリックホール」保存改修工事報告書

④平成14年度発注 横浜市指定文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書

⑤平成12年度発注 横浜市近代和風建築物調査報告書

そして、①から④については執筆済み原稿を基に、順次、原稿を補いながら印刷することとした。なお、⑤については、その時点では詳細が判明せず、そのまま放置してしまった。

この取扱いの下、①は平成17年8月に、②は同年9月にそれぞれ納品された。

平成18年4月新課長着任後も同方針のとおり補完作業が続けられ、③及び④について平成19年春に印刷業者に入稿し、本件投書を受けた8月には印刷に向けた作業を行っていたところであった。

(2) 口座関係

平成17年5月及び6月に金融機関から「文化財課内任意団体」名義口座に関する問合せがあったが、同課では「各団体について現在内容を掌握しておらず通帳及び印鑑を保有せず、回答できる立場にない」として、問合せ文書と返送用封筒そのものを返送した。

また、平成18年6月には金融機関から「当該口座の複数に残高がある」旨連絡があったが、当時の課長は書類がない旨の報告を受け、対応のしようがなく、そのままとなった。

(3) 現在の文化財課の執行体制について

ア 印刷刊行物の発行に関しては、原稿を完成してから契約発注を実施しており、当該年度発行を実施し、過年度発行の事実はない。原稿が間に合わなければ、次年度へ印刷発注を繰り延べしている。

イ 調査団形式の文化財調査については、平成11年度で終了し、公金外現金等での経費取扱いも終了している。

平成12年度から現在まで、文化財調査は文化財課で直接調査を実施し、その都度、専門家である文化財保護審議会委員等に調査を依頼し、直接、報酬等の経費を支出している。

2 問題事象について

(1) 未発行刊行物について

複数の印刷刊行物が発行されていなかった。

ア 件数 13件

(別紙 資料1 文化財課年度別発行不明印刷物リスト P24 参照)

イ 期間 平成6年度から平成14年度までの間の発行予定刊行物

ウ 経費 16,472,600円

全件とも契約先印刷業者に支払い済み

(2) 調査団口座における金銭の出納について

金融機関への照会により、各口座の出納状況の確認の結果、9調査団11口座に合計12,493,795円の残高があった。

また、複数の口座において、入金年度(通例では事業年度となる)から数年経過してから出金されていたものがあつた。

なお、現在、一部を除き、各通帳の所在は不明であり、印鑑は特定できていない。

入出金状況は、次のとおりであつた。

ア 【入金のみで出金履歴のない口座】

井上良斎「墨田焼」調査団	当初入金 H 4. 5. 13	入金額	2,300,000円
		残金	2,329,661円

イ 【入金年度以降に出金記録のあつた口座】

東海大学術調査団	当初入金 H 3. 3. 25	入金額	1,000,000円
	最終出金 H 4. 4. 20	残金	26,205円
古月下歴史資料調査団	当初入金 H 2. 6. 4	入金額	2,000,000円
	最終出金 H 4. 8. 13	残金	633,302円
横浜真葛焼調査会	最終入金 H 8. 5. 10		
	最終出金 H11. 5. 6	残金	6,102,927円
横浜真葛焼調査団	最終入金 H 9. 5. 1		
	最終出金 H14. 2. 7	残金	918,496円
横浜の神楽面調査団	最終入金 H 6. 5. 9		
	最終出金 H17. 3. 18	残金	2,196,881円
佐藤美子氏資料調査団	当初入金 H 4. 11. 18	入金額	800,000円
	最終出金 H 5. 6. 29	残金	185,342円
	解約 H17. 6. 17	出金	187,018円
		残金	0円
横浜市民族芸能 保存団体連絡協議会	最終入金 H10. 12. 1		
	最終出金 H10. 12. 16	残金	71,388円
	解約 H17. 9. 16	出金	71,583円
		残金	0円
横浜市文化財総合調査会	最終入金 H10. 5. 8		
	最終出金 H16. 12. 7	残金	137,849円
	解約 H17. 9. 16	出金	137,849円
		残金	0円

同（平成元年度開設）	最終入金 H 元. 12. 27			
	最終出金 H 2. 3. 29	残	金	0 円
	解 約 H16. 1. 28	出	金	2, 276 円
		残	金	0 円
同（平成 4 年度開設）	当初入金 H 5. 3. 31	入	金 額	3, 078, 426 円
	最終出金 H 5. 4. 30	残	金	0 円
	解 約 H16. 3. 31	出	金	169 円
		残	金	0 円

3 関係者からのヒアリングにより把握した状況について

(1) 刊行物について

ア 未発行に至った理由を当該担当職員の弁を基に類型化すると、

- ①支払い後においても、印刷業者に待機を指示したまま、原稿作成、執筆督促、校正、再編集等といった必要な事務処理が遅れた結果、未発行となったもの（5冊）。
- ②支払い後において、掲載予定の内容の一部が別の冊子に掲載でき、他の部分について執筆者の見解がまとまらず保留となったというもの（1冊）。
- ③支払い後において、掲載予定の内容に問題があるため、他の動向を見守ることとしたというもの（1冊）。
- ④支払い後、待機を指示された印刷業者が倒産してしまったというもの（1冊）。
- ⑤支払い後における担当者の退職・逝去による引継不全のため、印刷業者に待機を指示したまま、原稿作成、執筆督促、校正、再編集等必要な事務処理が中断してしまったもの（4冊。当該担当職員の分担外で、他の職員の業務であった）

となっている。

- ⑥冊子現物が見あたらないが当該担当職員は印刷発行したと主張するものが1冊ある。ここでは、未発行物として取り扱うこととした。

イ 歴代の課長・係長は、大半が詳細については記憶がないとしながらも、約半数の者は異動時の事務引継ぎ等において未発行印刷物があつたことを知っていた。

また、大半の者が、刊行物の発行が遅れていることを知っていた。そして、その理由として、これら出版物等の編集・印刷については、専門家・研究者が執筆のほか校正を自身で行うケースが多く、刊行が遅れること自体が恒常化していたことをあげる証言があつた。

⑤の引継不全については、どの件を誰に引き継がせたか明確な記憶がない上司がほとんどであった。しかし、当該年度の職員事務分担表を見ると、担当冊子名までは明記がなくとも、当該冊子発行を包含するであろう業務分担は指定されていた。

ウ 同僚職員らも、同様に報告書の原稿が期限内に出てこないのが普通であつた旨証言している。

エ 当該担当職員については、原稿が揃わなかつたことによる刊行物の発行遅れを認めるとともに、

- ①事務処理において成果物がないまま印刷業者に対して支払いを行ったこと

- ②一部の報告書の発行を見合わせ他の報告書に経費をあてたこと

もあつた旨述べており、不適正事務処理について認めている。

また、一方で、未発行印刷物が発生した原因は「担当替えの際、上司から『担当以外の業務はしないように』との命令があった。また、異動後、元上司から『そこまでいい。他はやらなくていい』という中止命令があった」ためであるとしているが、元上司らは、「通例の担当替えや職員異動時と同様に、次担当者へ引き継げる状態にするように指示をした」と証言しており、受け止め方が明らかに異なっている。

(2) 調査委託について

ア 歴代の課長・係長は、未完結である調査団が存在していたことを誰も知らなかった。

多くは、調査団業務は、通帳・印鑑の管理といったこともを含めて当該担当職員にまかせていたため、詳細の記憶がないとの証言であった。

イ 同僚職員についても同様であった。

ウ 当該担当職員の弁を整理すると、次のとおりとなる。

(ア) 経理方式の変更その1

「自分が担当になった平成元年に、委託料の支払いについて『前払い・公金外現金方式』を収入役室から清算払いにするよう指導を受け、課長係長も検討に加わった中、『一括後払い方式』にした。

(注 歴代の課長・係長において、該当事実を承知しているものはいなかった。

両方式の業務の流れは、別紙資料2業務の流れ及び別図(P25)のとおりである。なお、文化財課の別の担当者は「前払い・公金外現金」方式を続けており、課内で2つの方式が併存していた。)

(イ) 経理方式変更その2

①年度終了後、一括後払い方式によって、市から調査会(団)に振り込まれる口座は、文化財課の担当者が実質的に管理をする。

②その口座の管理は、調査活動が続いている間継続し、請求に対しそこから支払うこととした。

③これは、この口座は調査会のものだが、こちらで管理せざるをえない状況のため、調査会から預かっていると認識して会計事務をしていた。

(注 このことは「調査団は当該年度の調査内容の成果の有無に関わらず、年度を越えて継続調査を行う。また、調査団口座はもはや公金でないので、金銭出納も年度を超えた事務処理を行う」ことを意味している。)

④したがって、事業年度以降でも、調査活動を行い、経費の支払いが必要となれば、当該調査団の口座から現金を引き出して支払いに充てていた」とのことであった。

(ウ) 事業年度以降の出金の決裁

また「市から調査団に公金を支出する際に上司の決裁を得ているので、その後の調査団口座からの金銭出納については、上司の承認等を得ることはしなかった」とのことでもあった。

(エ) 更に、残金の存在については、「調査における未清算残金」とも述べている。

(オ) なお、刊行物の未発行原因と同様、「担当替えの際、上司から『担当以外の業務はしないように』との命令があった。異動後、元上司から『そこまでいい。他はやらなくていい』という中止命令があった」としているが、元上司らは、通例の担当替えや職員異動時と同様に、次担当者へ引き継げる状態にするように指示をしたと証言しており、受け止め方が明らかに異なっている。

ただし、担当替え以降でも調査団口座から出金が行われており、「課長の命令」に反する行いがなされているが、これは「調査の進展で調査員への謝金精算などやむを得ない事情があったためである」としている。

(3) その他

ア 宮元囃子連への支出

当初の発表では、当団体を調査団として扱っていたが、民俗芸能保存団体であることがわかった。当団体は現青葉区地域の民俗芸能保存団体であり、昭和61年・昭和62年において、「活動奨励金」の交付先として、口座を開設して入金したものである。

しかし、奨励金交付先団体として認定する際に、当局と当該団体との間で意思疎通を欠いていたため、通帳を団体に渡すことができずに、現在も当該担当職員が保管している旨が判明した。

すでに代表者は逝去されており、金融機関と協議のうえ、口座を解約し、本市歳入に組み入れる。

イ 横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会（会計担当者名義の口座）について

当初の発表では、横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会（会計担当者名義の口座）の口座を含めていたが、その後、当該口座は、当該団体が会計担当者名義で独自に開設し、通帳等管理も独自に行っている旨申し出を受けたので、本件から除外するものである。

4 まとめ

調査の結果、未発行刊行物の存在、調査団口座の残金の存在が判明した。

これらに係る決裁文書・支出関係書類の正本はほとんどが保存年限を過ぎて廃棄済みであり、通帳・印鑑もその多くが所在不明となっており、当時の関係者の証言もおぼろげであった。このような中で、当該担当職員から私蔵していた公文書の写し等からなる資料の提出を行わせたところであった。

それらを基に、関係者から改めて事情を聴き取るなどして、状況を確認し、今回、次のとおり事実関係等を認定するに至ったものである。

(1) 刊行物が未発行となった件

ア 当時、文化財関係資料については、各種調査・原稿作成・編集作業の遅滞による過年度出版が恒常化しており、印刷経費を年度末の支出期限に印刷業者へ支払いを行って、前払い・預け金の形にしておき、その後に、原稿完成を待って当該業者に印刷発行をさせていたという実態があった。

これに関しては、発注側の執筆未了又は校正未了という一方的都合によって、業者に印刷行為を何ら為さしめることのないまま、会計年度末を迎えたため、業者に請求書の提出を求め、支出命令を起案し、上司らもその決裁を行い、支払いをしていたものと看做しうる。

イ 横浜市契約規則第95第1項では「契約代金は、…検査に合格した後、…支払うものとする」とし、同条第2項では「適法な支払請求書」という概念も用いており、対象物が存在しないのに検査確認を行い、適法とは認められないのに支払請求書を業者に提出させたことで、同条の違反となることは明かである。

ウ また、当該担当職員は、「必要な事務処理を行わなかったのは、分担替えの際に、当時上司から従事禁止を申し渡されたからである」旨主張している。

エ 一方、上司においては、執筆等が遅れがちであるとの認識は有していたが、多少の時期の遅れがあっても発行することが出来るであろうとの認識の下で決裁を行っていたものと推定できる発言が多くにあった。

オ これらのことから、文化財課の組織風土として、文化財資料の調査は単年度では完結しなくてもやむを得ないという意識をもち、長期にわたり次の雰囲気のもとにあったものと認められる。

①日程上年度内で実施困難な業務計画の立案が恒常化していた。

②予算消化を是とする『予算確保』意識があった。

③専門家・研究者の一部に、調査・執筆の遅滞を不可としない気質があった。

④上司においては、そのことを作業進捗の遅れの言い訳として認めていた。

カ 結局、文化財課は、印刷物の未発行という重大な不適正行為を、組織として行ってきたものと認めざるを得ないところである。

(2) 調査団未調査と推測される件

ア 調査の当初において、井上良斎「墨田焼」調査団、横浜真葛焼調査会、横浜真葛焼調査団、横浜の神楽面調査団及び宮元囃子連の5団体（契約件数は10件）について、次の①②の理由から調査作業を行っていないおそれがあるものとして捉えていた。

①専門性の高い調査を行うため、調査団設置と運営のポイントは団長の選任にあるが、団長就任の覚えがない者がいた。

②調査に当たっては、文献調査・現場調査・会合等に係る交通費、評価の協議・結論等の執筆・編集とりまとめ等に係る謝金、資料収集費等の実費等が必要である。これらの経費については、当該調査団口座から事務局が現金を引き出して、支払いを行うが、出金行為がなんら行われていない。

イ これらについて、当該担当職員による説明と提出資料（決裁文書の写しや新聞記事）を基に、関係者等に事情を確認したところ、民俗芸能保存団体であった宮元囃子連を除く4調査団ともに、調査団員らによる調査行為や関係作業は部分的・断続的に行われた経過があることが確認できた。

断片的な調査結果は新聞等で取り上げられるなどしたが、結局、調査全体としては未了であり、取りまとめも行なわれず報告書として体裁もない状況であるため、経費の支出に至らなかったものであるものと了解しえたところである。

（別紙資料4「調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について」P29参照）

ウ 一方、『一括後払い方式』では、調査結果報告書の検査確認が行われて、支払い義務が発生し、公金が支出されるのであるが、今回の口座実態を見ると、結局、その公金は調査団の活動に係る金銭として支払われることなく、口座に入金されたままの状態である。

このことから、当該公金支出行為に当たっては、検査確認や上司の管理監督が適正に行われていなかったと判断するところである。

(3) 調査団口座に残金があった件

ア 調査の当初において、口座に残金がある調査団については、公金外現金取扱い制度の下における適正な経理作業を行っていないおそれがあるものとして捉えていた。

調査の結果、支出方式が一括後払い方式に切り替えられていたことがわかった。しかし、この方式の下であっても、口座に残金があることは次のように不適正な状況にあるものである。

- ① 『一括後払い方式』では、契約金額を調査に要した実費相当額に変更されていれば、口座に残金を生ずることはない。

口座残金があることは契約変更という適正処理を怠った証であり、残金が生ずることを承知して公金を支出する行為は、公金をプール化する行為であり、極めて不適正である。

- ② 更に、『一括後払い方式』においては、調査結果報告書の検査確認が行われて支払い義務が発生し、公金が支出されるのであるが、口座に残金がある実態は、前号と同様、検査確認・上司の管理監督が適正に行われたのか著しい疑義を生じさせるものである。

イ これらについては、当該担当職員の弁及び提出資料によると、「調査団としては継続調査中であつたところ、担当替えの際の業務中止命令により、完結していない」ものであるとのことであつた。

ウ 改めて上司はじめ関係者らから事情聴取を行ったところであるが、当局並びに調査団長においては、事業年度以降に調査を継続する旨意志決定をした事実はなかった。

また、上司らに対しては、当該担当職員から、調査活動は無論のこと、当該調査団や口座・預金の存在などについて、説明や報告、活動の承認など一切行われていなかったことが確認できたところであり、「継続調査」なる説明は受け入れられるものではない。

(4) 調査団口座から事業年度後にも出金が行われていた件

取引証明書上では、事業年度以降にも出金が行われている。

上述の「調査団は継続して調査を行い、金銭出納も年度を超えた事務処理を行う」との考えから、「調査の進展に応じた請求に対して支払いを行った」ものである。

ア 件数6団体 8口座 延べ16回 引き出された金額 合計 3,115,371円

イ 調査着手時点では、概ね250万円を超える程度としてとらえていたが、その後の精査により、金額が増高した。

ウ 当該8口座における事業年度以後の出金の内容について、当該担当職員からの提出資料を基に調査を行ったところ、いずれの支払いについても、支払い先と金額を確認することができ、私的流用を具体的に指し示す証拠はなかった。また、支払先も歴史資料調査に関わる範疇と考えられるところであつた。

しかし、その使途、目的、金額、相手方の選定について上司等の承認を得ていないうえ、支払時の検査確認も行われていない。今回は専ら私的流用の有無について支払いの事実を確認することで検証しようとしたものであり、その確認をもって当該支払いの正当性・妥当性を絶対視するものではないことを申し添えておく。

(別紙資料4「調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について」P29参照)

エ 通帳の所在不明について

当該担当職員によれば、「通帳は課内の金庫に、印鑑は課内の印箱に保管していた

が、「平成17年4月に異動する際、通帳の引継ぎを行うべく、女子休憩室に他の書類と一緒に置いていたところ、5つの通帳について、他の物とともに無くなっていた」ので、文化財課管理職に苦情を申し立て、張り紙により返還を呼びかけていた。

しかし、他の職員によれば、「金庫内で通帳は見かけたことがない。休憩室に書類が山積みとなっていたが、通帳は見かけなかった。書類の一部に原稿があったので、その場で回収した」とのことであった。また、帳紛失の旨の申し出や呼びかけはなく、当時においては徹底した調査などの対応ができなかったものである。

なお、印鑑については、多数の印鑑と混在しており、同姓の印鑑が複数あることから、特定不明となっている。

(5) 調査団口座に関する不適正事務処理の意味

ア 調査団口座の問題には、先の印刷物未発行と同様の構図が伺える。

印刷物の際と同様、適正な調査報告書がないにも関わらず、公金の支出を行い、本来の事業年度に執行出来なかった（執行しようとしなかった）事業費を調査団口座にプールしたうえで、その後は、上司に相談すらすることなく、金銭を出納していたとみなさざるを得ないのであり、これは極めて重大な不適正行為である。

また、事業年度を過ぎた後に、なおも当該調査団の各種の作業に従事することについては、サービス管理の観点から、極めて問題がある振舞いとして指摘するところである。

イ 多くの上司は、記憶がないと述べているが、次のようなことを鑑みると、当時の上司らの管理監督の内容に大きな瑕疵があったとみなすべきところである。

①調査団への委託契約は、未発行印刷物同様、当該年度の年度末（2月頃）に行われている。そして、委託契約の事業計画・予算計画では、3月までに多数の調査員・アルバイトに調査作業を行わせ、その結果を踏まえた報告書が作成されることとなっている。

ともすれば遅れがちな文化財調査事業において、そのような計画の実現可能性は厳しく吟味されなければならないはずである。

②真葛焼調査・神楽面調査のような2箇年度にわたる連続調査であれば、前年度調査の成果との整合性の確認も当然行われなければならないはずである。

③支出に当たっては、当該調査団から事業実績報告書が提出されるが、それが委託契約の事業計画・予算計画の内容そのままであった事を窺わせる資料があったが、これは検査確認が適正に行われていたか疑わしさを増すものである。

ウ さらに、次のような状況もあった。

①今年は無理でも調査は必ず完結できるとの思いがあったと述べた元上司がいたこと

②（本件外の）調査団の口座残金で課の備品購入を検討するよう指示した元上司がいたこと

③調査団口座に残金があることをうわさ話で聞いたとの元上司がいたこと

④調査団口座残金の流用の相談をしていた記憶がある元上司がいたこと

エ これらのことから、関係する上司らの振舞いには、極めて問題があったところである。

オ 結局、文化財課は、未発行印刷物と同様、調査団口座の不適正管理という重大な逸脱行為を、組織として行ってきたものと認めざるを得ないところである。

(6) 刊行物及び口座残金の今後の処理

ア 刊行物について

(ア) 基本的考え方

文化財に関する調査の報告書は、文化財所有者を始めとする関係者の協力と調査・執筆に係る研究者・専門家の尽力により、後世に向けた歴史資料として編纂され、保存されるものであることから、発行を予定していた案件ごとに、現時点での発行の必要性について、文化財保護に精通した専門家による意見を求め、対応策を定めることとした。

なお、関係した印刷業者は8社であったが、7社は入稿・校正待ちの待機状況であり、1社は倒産していた。

(イ) 個別の冊子の状況と今後の取扱い

横浜市文化財保護審議会副会長及び委員1名に、現在文化財課で保有している執筆原稿、校正中断ゲラなどの現認を受け、今後の課題等を説明したところ、別紙資料3「文化財課未発行印刷物発行方針（案）」P28のとおりの見解を得た。

今後においては、当該方針の下、文化財課において、計画的に発行を進めていくこととする。（別紙資料5 冊子発行計画 P34）

また、支出済み印刷製本費の取扱いについても、必要により、外部委員の助言を仰ぎつつ、1件ごとに業者との契約関係を整理していくこととする。

イ 口座残金について

(ア) 基本的考え方

①調査団方式を採用する経理上の意味は経費を実費の範囲に収めるところにあるので、契約した委託料のうち実費を超える分は、契約変更によって公金支出額を減額しておくべきものであり、口座残金はこれ等の手続を怠り、あるいは無視した結果である。

したがって、これらの残金は、調査団方式の趣旨にのっとり、本市に帰属させるべきものである。

一方、調査団は任意団体とはいえ、横浜市の委託契約の相手方としての法的主体であり、口座名義人は各調査団長であるので、口座残金の取扱いについて、団長の意志を確認するべきである。

また、市への戻入手続について、金融機関との事前調整を行うべきである。

②そこで、東海道学術調査団、古月下歴史資料調査団及び横浜真葛焼調査団について、各団長と協議したところ、本市への返還について異議無く同意され、手続一任の旨の意を得たところである。

なお、団長が物故されている調査団（井上良齋「墨田焼」調査団と横浜真葛焼調査会）及び団長名義人が団長就任を否定している調査団（横浜の神楽面調査団）については、実際の設立主体である当局において、返還手続を進めることとする。

③これをもって金融機関と調整したところ、各団長名から本市名義への口座名義の変更方について内諾を得ることが出来たので、指定の手続を行うこととする。

④事業年度以降の出金については、前述のとおり、不適正な行為ではあったものの、歴然たる用途不明金あるいは私的流用金として出金額の回復を図らせるべきものと認められるものはなかったところである。

(イ) 個別の口座ごとの経緯・状況と今後の取扱い

別紙資料4「調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について」p29のとおり

IV 問題の所在

1 総括

今回の文化財課における不適正事務処理に関わっていた運営責任職（課長、係長）のほとんどが、未発行印刷物があることを知っていた若しくは印刷物の発行が遅れていたことを知っていながら、何らこれらのことについて業務進行管理を怠ったばかりか後任者への引継ぎ等でも的確に伝えてなかったことが明らかとなった。

また、各種調査団への公金支出とその後の口座現金の取扱いについて手続及び銀行口座を当該担当職員がそのほとんどを扱っていたことを知らない運営責任職が、通帳・印鑑の管理方法を知らなかった運営責任職がそれぞれ約半数ほどいたが、ほとんどすべての運営責任職の在職期間中にこれら銀行口座の入出金が行われていたことが判明した。

特に、平成12年度以降は従来の調査団委託方式が直接執行に改められたにもかかわらず、当時の運営責任職はこれを重要視せずに過去の整理方について看過してしまったこと、また平成17年度には金融機関から当該銀行口座についての問合せがあったにもかかわらず、問題視せずに看過してしまった事実も判明した。

運営責任職のなかには、課内在職期間が長い当該担当職員の異動について局内の人事担当課と相談した事実もあったようだが、当時の制度の足かせもあって実現せずに終わっていた。

問題の根源は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」や「横浜市契約規則」並びに「公金外現金取扱要領」などに基づかない事務手続きを進めたことは勿論上げられるが、何よりも、課長、係長という文化財課の運営責任職による課内及び係内の業務遂行マネジメントが、全くといっていいほど、今回の案件について機能していないことである。

文化財調査事業が単年度では完結しにくいという特性を最大の理由あるいは言い訳にして、一連の調査事業や印刷物がいずれは完了・発行されるであろうとの思いだけを前提に、各種事務手続きや経理事務などを適正に処理するという考えを課内にまったくと言っていいほど浸透させようとしておらず、結果、長期間課内に在職していた当該担当職員に任せっぱなしの状態を作り出していた文化財課特有の組織風土を指摘せざるを得ない。

この報告書では、このような不適正事務処理を防げなかった要因として、運営責任職の職責及び組織運営の両面から、明らかとなった問題について、次のとおり指摘する。

2 運営責任職（課長、係長）の問題について

(1) 課長と係長のコミュニケーションが不足していたことについて

ヒアリングで明らかになったことであるが、未発行印刷物のリストを係長が持っており、それが後任者に引き継がれており、組織的に継続していると思っていた課長がいたが、当該課長も係長と話し合っただけで確実に引き継いでいくことを確認していない。

また、ある係長は未発行印刷物のメモを課長から見せられたが、どうして課長が当該メモを持っていたのか分からず課長に聞いてもいない。

このように文化財の運営責任職の意思疎通が必ずしも円滑にしていなかったことが長年にわたって未発行印刷物の存在が看過されてきた大きな要因である。

また、課内では印刷物が執筆者である文化財の専門家がなかなか原稿をあげてくれ

ず、遅延が常態化していたことを当然視する土壌が存在しており、ますます看過が助長された嫌いがある。

公金外現金等の取り扱いについても存在そのものを知らないという課長、係長がいたが、その在任中銀行口座から入出金されていた事実からも通帳及び印鑑の管理について課長、係長で意思疎通が図られた形跡は皆無である。

このように課内での運営責任職同士のコミュニケーション不足が大きな原因であり、組織を円滑に運営する観点からも大いに反省すべき点である。

(2) 運営責任職の職責について

ア 文化財課における公金外現金についてはそもそも単年度ごとに精算すべきものであった。年度末における通帳残高は常にゼロとなっていなければならないものである。また、後払い委託契約方式の場合、そもそも残金が発生することはない。

ところが、運営責任職のほとんどがこのことについて意識から外れており、ましてや通帳と印鑑の管理について課長及び係長の役割分担も明確にされず、まったくといっていいほど野放しの状態であり、それが結果として長年在職し文化財課の業務に精通していた当該担当職員に任せっぱなしの土壌を作り上げていたことが大きな原因である。

イ 特に、平成12年度以降、従来の調査団委託方式が直接執行形態に改められた時に、過去の調査団活動の総点検や事務処理の確認を行っていれば、少なくともその時点で問題が顕在化し適切な処置がなされていたはずである。

さらに、平成17年度に金融機関から口座について問い合わせがあったにもかかわらず、当時の運営責任職（課長）は適切な対応をしなかった。このときの確に対応していれば、この時点で問題が顕在化し適切な処置がなされていたはずである。

このように大きく2度の機会があったにもかかわらず、結果として看過し続けたのは、運営責任職として責務を全うしなかったことであり、極めて深刻に受けとめるべきである。

ウ 公金外現金の取扱いにあたり、通帳と印鑑を担当職員が一括して保管することを認めていた課長がいた。また、過年度発注の印刷物の編集作業、調査団に係る過年度作業や事業終了後の出金は文化財課事務室内で行われていたが、眼前の職員の立ち居振舞いから何らの情報を得ていなかった。運営責任職の基本である業務知識の習得と状況把握に問題があったと言わざる得ないところである。

3 組織運営の問題について

(1) 長期間同一課内在職者の存在と課内・係内コミュニケーションの欠如

ア 当該担当職員が当時の局内「事務職員配置換要綱」の配置換除外者として長年にわたり文化財課に在職し、文化財調査を一手に握り担当していたことは運営責任職はもとより課員全員が周知の事実である。

運営責任職のなかには、当該担当職員の仕事ぶりを評価する一方、運営責任職に一切相談報告することなく一人で業務を進めていたことをいぶかる者もいた。

本来、いわゆる課内業務に精通したベテラン職員においては、精通しているが故

に担当業務が集中し、上司である係長・課長も一目置かざるを得ない存在になりがちである。それが、結果としてベテラン職員のやりたい放題の環境を生み出し、また他の課員との軋轢をも生み出すこととなる。従って、運営責任職はそうした事態を生み出さないよう担当業務の整理や権限を分散し、係内や課内で相互牽制できるような風土を構築することが重要となってくる。

しかし、当時の文化財課にはそのような風土は存在せず、逆に当該担当職員に特定業務を集中させ、しかも公金外現金等の取り扱いもほとんど任せっぱなしの状態を作り上げていたことが推察される。

本来、係長及び課長はこのような事態を生じさせないよう係内会議や課内会議で話し合い職員全員の共通認識のうえで対処すべきであったにもかかわらず、課員及び課の運営責任職とのコミュニケーションが図られていた形跡はほとんど感じられない。

この点も、深刻に受けとめ、大いに反省すべきである。

イ 現在の職場に引きつけて考えれば、MBO制度・自己申告制度における面談や人事考課制度における面談なども、業務を通じた質の高いコミュニケーションを行うという積極的な意味合いをもって、その機会を活かしていくように心がけていくべきである。

(2) 組織的な「チェック」意識の不足

公金の支出においては、執行伺段階でのチェック、成果物の確認検査、支出手続段階でのチェックと、いくつかの不適正な処理を防止する仕組みが作られている。

例えば、公金外現金であっても、通帳印鑑を別々に管理するほか、支出手続も公金とほぼ同様の取扱いを行うこととなっている。

ところが、文化財課では、所管する業務が単年度で完成しにくいことを理由として、組織全体が適正な会計処理をないがしろにする風土となっていたわけであり、このことに加え、長期在職という事情があいまって、人間関係優先のなかで、仕事としてのチェック機能が働かなくなっていたものである。

また、調査団方式における一括後払い方式の場合、ひとたび調査団口座に入金してしまえば、後年度にそれを了知できない状況をつくることになることは明らかであったにもかかわらず、かかる制度変更を行ってしまったことは、当時の上司において、組織としてのチェック体制のあり方について検討を欠いた責任があると言わざるを得ない。

(3) 業務の改善

このような業務の実態と管理制度の乖離は古くて新しい問題である。しかし、良い仕事をしたいという思いと職場の知恵こそが、効果と効率と適正手続の均衡のとれた新しい手法を生み出す源である。

責任職においては、業務改善の機運の高まりと取組みの活性化を図ることも組織運営の大切な要素として心掛け、実践に努めることが必要である。

V 関与の度合い

ここでは、不適正事務処理に関わった者について、誰がどの事案にどのような責任を有しているのかを明らかにし、その関与の度合い、ひいては責任の度合いを整理する。

まず、印刷物発注及び調査団への調査委託の年度別発注状況と当時の課長・係長及び担当者の状況については、別紙 資料6 年度別事象一覧 P35のとおりである。

次に、関与した不適正事務処理の内容とその責任の意味を整理すると、次の表のとおりである。

区分	当該担当職員		課長・係長	
	関与	責任	関与	責任
印刷物未発行				
①未完成で支払った後に 作業放擲 5件 執筆見合せ2件 業者倒産 1件 のため、未発行となったもの	①未完成を承知しつつ、 支出作業を行った。 ①の2支払い後の状況について、上司に報告しなかった。	執行責任	①未完成を見抜けずのまま、支出を承認した。 ①の2不適切行為を把握できなかった。	執行責任 監督責任
②未完成で支払った後に 引継不全 4件 のため、未発行となったもの	—	—	②引継に係る適切な指示を欠いた。	執行責任
調査団口座残金				
①調査未了による 残金の発生	①調査未了を承知しつつ、 公金支出を行い、非公式 資金をプールした。	執行責任	①調査未了を見抜けず に、支出を承認した。	執行責任
②執行残による 残金の発生	②残金発生を承知しつつ、 公金支出を行い、プール した。	執行責任	②残金発生を見抜けず に、支出を承認した。	執行責任
③事業年度後の出金 (非公式資金の支出)	③執行残があることを上司 に報告せず、プール資金から 支払いを行った。	執行責任	③不適切行為を把握で きなかった。(実行 には関与無し)	監督責任

各関係者の一人ひとりが負うべき責任の度合いは、関わった件数と責任の重さに比例するところと考えるのが妥当とおもわれる。

なお、本報告書Ⅲ調査結果1 調査に至るまでの経過（2）口座関係（4頁）に、金融機関からの問合せがあったことを触れたが、そのとき直ちに取り組めば、口座解約を防ぐことができたことは明らかである。また、その後の事務室移転において、関係資料が大量に廃棄されたことまで鑑みれば、当時の対応方について、極めて悔やまれるところである。

この点において、当時の運営責任職の不作為は、厳しく譴責されなければならない。

VI 再発防止に向けて

1 基本的な考え方

今回の文化財課における不適正事務処理では、印刷経費の業者への預け金や調査委託費等の不適正な管理・不明朗な経費支出などさまざまな問題を引き起こしているが、これらの不適正事務処理の根本は、本来、単年度で処理されるべき印刷物や調査委託が、長期間にわたって、未完了のまま

- ① 放置されていたこと
- ② 経費が支出され、未精算であったこと

に尽きる。

このようなことは、責任職の適正なマネジメントのもとに、担当職員が守るべき規範を適正に守りさえすれば、起こりえなかったことである。

今回のような不適正事務処理を二度と起こさないよう再発防止策を検討するにあたっては、事務執行の基本に立ち返り

- ① 組織が持つ使命や組織における役割を踏まえた職員行動ができること
- ② 守るべき規範が形骸化することなく、正しく機能し活用されること
- ③ 組織が持つ相互の牽制やチェック機能、指揮命令系統が正しく機能すること

など、組織体としての基本機能を継続的に点検・評価していくことが必要であり、全職員を挙げて、再発防止に向けたより一層の意識改革の推進と適正な事務執行の確保の徹底を進めていく。

<事件の背景・原因>

- 課全体で過年度出版や過年度調査が恒常化しており、こうした事務執行が「不適正な事務執行である」との意識が薄かった。
- 「執筆者への原稿依頼から印刷経費の支出までの一連の印刷物発行事務」や「調査団の編成から委託経費の管理・執行までの一連の調査委託事務」をすべて1人の担当者に長期間にわたり任せっきりであった。(責任職のマネジメント不足)
- 文化財の調査・研究という事務の性格上、単年度事業になじまない面があった。(「複数年にまたがり執行することは仕方がない」と誤った風潮があった。)

2 再発防止に向けた取組

(1) 職員のより一層の意識改革の推進と風通しの良い組織風土の醸成

横浜市職員は、関係法令等を尊重し守らなければならないのは当然であり、その制定趣旨や背景についても正しく理解し、市民・社会の要請に的確に答えられる市民サービスを目指していかなければならない。また、「1人の気づきを職場の気づき」に広げられる風通しの良い組織風土を醸成しなければならない。

《具体的な取組》

	具体的な取組項目	内容等	実施状況
1	職員行動基準研修の実施	全職員を対象に「横浜市職員行動基準ハンドブック」を積極的に活用し、話し合いを基本とした委員会内研修や職場研修を通して、職員意識を啓発	実施済み
2	経理研修の実施	経理担当者等を対象に、公金外現金等の現金管理や印刷事務をはじめとする経理事務の注意点やポイントを周知・徹底するための研修を実施	実施済み
3	朝ミーティングを活用した情報共有の推進	各課において、朝ミーティング(8:30~8:45)を活用し、職場として共有すべき情報の周知、徹底を進め、日々の業務の点検と反省を通して職場コミュニケーションを推進	実施済み

(2) 事務執行体制及びチェック体制の見直し・強化

1人の職員に任せきりにすることは、その職員に過重な負担と責任を負わせることになるとともに、事務処理のブラックボックス化を招くことにもなる。事務執行にあたっては、「伺い―執行―支出」の各段階において、成果物（現物）や複数人の視点などチェック体制の強化を進める。

《具体的な取組》

	具体的な取組項目	内容等	実施状況
4	成果物等の確認	・成果物の検査をする検査員の任命時には、職責の確認を実施し、検査員としての自覚を促す。 ・総務課（経理係）における経費支出段階の成果物確認を徹底する。（印刷物、委託結果報告書など）	実施済み
5	担当者の複数体制を原則	事務執行は、複数チェックを原則とし、特に公金外現金実務担当者は2人以上を必須とする。	実施済み
6	公金外現金取扱マニュアルの作成	横浜市公金外現金取扱要領では判断できない公金外現金の取扱方法の詳細について、ルール化を進める。 ・公金外現金口座情報の集中管理 ・印鑑、通帳は別々に管理 ・年度終了時には、通帳を解約し決算に添付 など	実施済み
7	内部監査の実施	「教育委員会事務局公金外現金事務処理内部監査要領」に基づき毎年内部監査を実施する。	実施済み
8	責任職の責任の明確化	運営責任職は、予算―執行―決算等の各段階において、事務の進捗状況等を点検・見直し、率先垂範して事務執行の適正化を図る。特に、公金外現金を取り扱う課の運営責任職は、公金外現金の執行状況について毎年度末に経営責任職に報告する。	実施済み

(3) その他

《具体的な取組》

	具体的な取組項目	内容等	実施状況
9	事務引継の徹底	担当職員、責任職の異動に備え、年度末には課題や未了案件を明確にした事務引継を徹底します。	実施済み
10	適正な職員人事異動の実施	適正な期間での人事異動を徹底します。	実施済み

Ⅶ 外部委員意見

◎ 栗田誠之弁護士

(1) 平成20年4月22日調査チーム調査結果の報告を受けて

中間まとめ以降の調査報告を調査チームから報告を受けた。追加報告分を含め、今回の調査結果報告の全体を可とする。

なお、印刷業者が完成していない印刷物の請求書を提出した背景には、発注者という強い立場からの要請があったことを考慮に入れたきめ細かい調整を心掛けられたい。

また、中間まとめに際して、特に指摘した口座からの出金内容については、私的流用を指し示す証拠は認められなかったとのことであるが、この点では、報告書本文のと通りの留保を付けて了解するところである。

今後においては、厳正な処分と再発防止策の徹底を図り、一日も早い信頼の回復に向けて全力を挙げられたい。

(2) 平成20年3月7日中間まとめに当たって

文化財課で問題を引き起こした調査団委託の経理方式は、従来原則であった前払い・公金外現金方式では不可能な経費の持越しについて、一回限りの検査で支出ができる一括後払い方式を「利用」した年度越えによって対応した形といてよい。

この観点から考えれば、口座残金は公金外現金方式の際と同様に精算のうえ横浜市に返還されるべきものである。そして、口座からの出金について、使途不明金があるようなことがあれば、積極的に法的措置をとっていくべきであって、これは納税者に対する義務と言える。

本件の一括後払い方式への変更は、やや安きに流れた選択であったと思われるところである。今後においては、このような現実的に要求される処理に相応する適切な制度がないときや柔軟な運用が認められないという場合において、実態を制度に合わせるのか、制度の改正や運用の改善を図るのか、職場の管理者と実務担当者は創意と工夫をこらし、知恵を絞れるだけ絞って解決の道を探られることを強く求めたい。

また、本件の処理については、何よりも内輪でのお手盛りのな処理ではなく、行政の透明性を確保し、信頼を回復する事が重要である。したがって、口座からの出金の内容については、提出資料をつぶさに点検し、その使途の把握をしっかりと行われたい。

そして、印刷物発行・調査団委託の両方において、公金支出に当たっての検査確認が適正でなかったということは重大な問題であり、法上の責務を有する検査員はもちろん、運営責任職についても責任に応じた処分がなされるべきである。

◎ 齋藤毅憲関東学院大学教授（平成20年3月まで横浜市立大学教授）

(1) 平成20年4月24日調査チーム調査結果の報告を受けて

中間まとめ以降の調査報告を調査チームから報告を受けたが、追加報告分を含め、今回の調査結果報告の全体を了解するところである。

しかし、一担当職員が印刷業者への預け金や調査団口座の金銭とを十数年にわたり独自に管理し、それらの行いを上司らが気付かずにいた組織とは一体如何なる組織なのであろうか。横浜市では、管理監督に当たる上司らを「責任職」と総称しているとのことであるが、責任職にある方はその「責任」とは何かを自らに問いかけ続けてほしい。

(2) 平成20年3月7日中間まとめに当たって

まず、今回の調査の契機となった投書の根底に、平成17年に、一部とはいえ問題が発見されたにもかかわらず、解決のめどがみられなかったことへの不信・不安があることを念押ししておきたい。当時の対応については、やはり悔やまれるところがある。

次に、各種調査報告書の刊行の面では、執筆者が外部の専門家であるからこそ、その意見を取り入れ、無理のない発行計画を策定することが求められたところである。

なお、未発行印刷物については、専門家意見に沿った対応をとることが適当であるが、関係者とは円満な調整を行うよう努められたい。

また、調査団口座からの出金については、綿密な調査を行い、仮に使途不明金があった場合には厳正な対応をされたい。

職員と職場運営について、述べておきたい。

長期在職も本件の原因のひとつと考えられる。長期在職のベテラン職員に対して管理職側である種の「遠慮」が生じてしまい、報告聴取や指示において、監督責任をしっかりと遂行できなかったこともあったと思われる。

また、プールされた資金を職員が独自に管理していたということと併せて考えれば、ともに、責任職の職責の中で最も重要な「業務の把握と進行管理」のあり方に繋がる。

月並みではあるが、業務計画をあたかも一枚の地図を描くかのようにして、全体像を示し、それぞれの担当者について、分担の明確化、目標の明確化、期日の明確化、手順の明確化を図り、報告・連絡・相談を密にし、進行状況に応じて、助言や応援を行う。とりわけ、報告聴取と助言が肝要である。そして、ここでも先立つのは報告聴取である。

管理監督の責を担う者は、部下に報告を求めることこそが監督責任の遂行であり、報告聴取は上司の義務として認識するべきなのである。

◎ 伊東克宏弁護士

(1) 平成20年4月23日調査チーム調査結果の報告を受けて

中間まとめ以降の調査報告を調査チームから受けたが、追加報告分を含め、今回の調査結果報告の全体について、これを了解するところである。

なお、事業終了後の出金内容に関わる「使途不明」について、今回の第三次調査では、支払先と支払金額が一応確認できたとのことであるが、このことは、現時点で担当者による私的流用を認定するまでに至らないことを示すにすぎず、各支出を正当なものとして承認したわけではない。

以下、改善を検討すべき3点について、まとめておく。

1 調査団内部規律の作成

調査団の設立時には、必ず内部規律を作成することし、少なくとも以下の事項が盛り込まれているか、確認すべきである。

①団体の目的 ②構成 ③団体責任者 ④団体責任者による署名押印

2 業務委託契約書の見直し

業務委託契約書の内容を早急に見直し、少なくとも以下の事項が盛り込まれているか、確認すべきである。

①具体的な委託内容 ②委託金額 ③会計報告義務及びその具体的時期
④成果が横浜市に帰属すること ⑤成果の報告義務及び期限 ⑥委託金の清算義務
⑦清算後残金が横浜市に帰属すること
⑧委託金の管理責任が最終的に調査団にあること
⑨横浜市及び団体責任者による署名押印。

3 横浜市の検査態勢の点検

横浜市は、案件ごとに担当職員とその上司の責任の所在を再確認し、少なくとも以下の時点において複数名による検査態勢が確立しているか、点検すべきである。

①予算執行時 ②調査団の設立時 ③業務委託契約時 ④委託金の預かり時
⑤預かり金からの出金時 ⑥会計報告時 ⑦成果報告時 ⑧成果報告の期限時
⑨委託金の精算時 ⑩会計年度ごと（加えて担当者又は上司の異動時）

(2) 平成20年3月7日中間まとめに当たって

横浜市と調査団との法律関係上の問題点をいくつか指摘したい。

- 1 横浜市と調査団との関係を律するのは、業務委託契約書である。市の内部規定上は文書の保存期限を経過しているにしても、預金残金の清算が済んでいない間は横浜市と調査団の法律関係は存続しているのであり、その間に契約書を廃棄するのは誤った行為で

ある。

- 2 また、その業務委託契約書の内容に関しても、本件で問題となっている残金の返金あるいは委託料の用途の限定といった規定は盛り込まれておらず、不十分なものである。

この業務委託契約書に基づいて委託料が支払われた以上、残金については調査団に帰属し、当然に市に返金すべきものとは言えないこととなろう。

- 3 さらに、調査団に内部規律がなく、調査団そのものに曖昧さがある。

業務委託契約で詳細な規定をしても、調査団に実体がなければ意味がないわけで、調査団の中には、団長名義人が団長就任を自覚していなかったケースもあるとのことであった。

横浜市は、調査団の設立に当たっては、実効のある内部規律を定め、責任の所在を明らかにしてから、業務委託契約を締結することが必要だったのである。

- 4 文化財課は調査団との業務委託契約によって一旦は業務委託料を支出するものの、その業務委託料の管理は文化財課職員がすることとし、当該職員は三文判を用意し、委任状すらなく団長名義の口座を開設し、通帳印鑑を預かっている。

いびつな法律関係と言わざるを得ない。

従前の公金外現金方式では、団体の申し出により上司の承認が得られたときに限って、当該預金管理作業に従事することを認める旨横浜市共通の内規において定めているわけだが、文化財課では、調査団との預金管理に関する契約や取決めあるいはそれに類する何らの合意も見られない。きわめて杜撰な関係を作り出してしまっている。

預金管理に関する取決めがないことから、預金管理の責任の所在が曖昧であり、横浜市として預かっているのか、担当職員が個人的に預かったのかすら判然としない。

このような不明確さは、預金に対する意識においても、調査団のメンバーらは「市の管理するお金、すなわち公金。自分らには関係ない。」という意識を醸成するであろうし、横浜市では「調査団に支払ったお金、すなわち私物」と意識することになり、ひいては担当する職員に「団の名義なら自由に使えるお金」との意識を芽生えさせてしまいかねない。

責任の所在に関する意識の差が、調査団と横浜市の双方において、預金の管理を一担当職員に任せきりにし、一連の不適正処理を見過ごしてしまった大きな要因になったと思われるところである。

- 5 これら曖昧な法律関係のもたらす悪影響を踏まえ、今後においては、職員の意識の問題だけでなく、法律関係や責任を明確にしていくという観点から、契約書や決裁のあり方などについて、業務点検を行うことが必要である。

資 料 編

別紙 1	文化財課年度別発行不明印刷物リスト	24
別紙 2	業務の流れ、文化財課における調査団經理の方法の比較	25
別紙 3	文化財課未発行印刷物発行方針（案）	28
別紙 4	調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について	29
別紙 5	冊子発行計画	34
別紙 6	年度別事象一覧	35
別紙 7	関係者別一覧表	36

資料1 文化財課 年度別 発行不明印刷物リスト

番号	年度	種別	印刷発行物名	金額(円)	印刷業者	状況
1	14	建造物調査報告書	横浜市指定文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書	1,218,000	A業者	現在印刷中
2	14	建造物調査報告書	歴史的建造物「ベーリックホール」保存改修工事報告書	1,806,000	B業者	現在印刷中
3	12	建造物調査報告書	横浜市近代和風建築調査報告書	1,837,500	C業者	4割方の原稿あり、印刷業者原稿待ち
4	11	横浜市文化財調査報告書	第32輯 横浜の山車調査報告書	955,500	D業者	印刷業者初校待ち
5	10	横浜市文化財調査報告書	横浜の仏像一久良岐郡一	1,449,000	A業者	半分程度の原稿あり、印刷業者原稿待ち
6	9	横浜市文化財調査報告書	第30輯 三会寺資料調査報告書	824,250	E業者	原稿確認中、印刷業者原稿待ち
7	9	横浜の文化財	横浜市文化財総合調査概報(十四)	813,750	F業者	印刷業者初校待ち
8	9	横浜市文化財調査報告書	第24輯の4 寶生寺典籍(その4)	761,250	E業者	原稿確認中、印刷業者原稿待ち
9	9	横浜市文化財調査報告書	第25輯の5 寶生寺近世文書(その5)	761,250	E業者	原稿確認中、印刷業者原稿待ち
10	8	横浜市文化財調査報告書	第24輯の3 寶生寺典籍(その3)	999,100	E業者	原稿確認中、印刷業者原稿待ち
11	6	横浜市文化財調査報告書	第17輯の2 港北区石造建造物報告書	999,100	E業者	印刷業者初校待ち
12	6		横浜の民家	1,730,400	G業者	印刷業者初校待ち
13	6		市指定文化財解説冊子(東輝庵諸師資料)	2,317,500	H業者	業者倒産

資料2 業務の流れ

ア 印刷発注に係る通常の事務の流れ

(事前段階) 冊子発行計画の策定

- i 発注伺作成 事業担当者起案、経理担当者帳簿記入、係長・課長決裁、総務課（経理係）合議
根拠： 横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市事務決裁規程
- ii 契約依頼 所管課から契約課へ依頼（発注伺い意思決定に付随）
根拠： 横浜市契約規則
- iii 入札 契約課で入札実施、契約決定、所管課あて通知
根拠： 地方自治法、横浜市契約規則
- iv 入稿 所管課から業者に手交
- v 校正 業者と所管課との間での作業
- vi 印刷 業者による印刷作業
- vii 納品 業者からの納品、納品書受領
根拠： 横浜市契約規則
- viii 検査 検査員による検査の実施（検査調書への認印、多くは支出命令書検査欄への認印）
根拠： 地方自治法第234条の2、横浜市契約規則、物品役務契約検査事務取扱規程
- ix 請求書提出 業者から所管課に提出（支出命令書様式によることが多い。）
根拠： 地方自治法、横浜市契約規則、物品役務契約検査規程
- x 支出命令作成 担当者起案、（検査員認印、）経理担当者帳簿記入、係長・課長合議、総務課（経理係）決裁、市出納機関へ送付
根拠： 横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市事務決裁規程

※これら公文書の保存期限は文書管理規則により5年とされ、本件関係文書の大半は廃棄され、現存していない。また、発行を取りやめる時は、契約の解除（必要により精算）を行う必要がある。

イ 調査団への調査委託に係る事務の流れ（参考 別図 P27）

(ア) 公金外現金方式

(事前段階) 前年度に予算要求を行う、当該年度当初に総合調査費の配分を行い、事業実施を決定する。

- i 調査委託執行伺 担当者起案、文化財課長決裁。総務課合議
- ii 調査団設立 通例は会合を行って、規約、構成員、会長等役員等を確認する。公金外現金の取扱いについて伺作成（総務課合議）。代表者名による口座を開設する。通例、通帳と印鑑は事務局が預かる。
- iii 委託契約手続き 見積徴収伺、契約締結伺を経て、本市と調査団との間で契約書を取り交わす。
- iv 委託料の前払い 活動資金なので前払いを行う。
- v 調査活動 団体主体で行う。
- vi 事務局業務 「公金外現金」として、謝金・交通費・調査実費等の支払い

を専用伝票を使って行う。(公金外現金事務取扱要領が定められている。)

- vii 調査団の報告書 団体で作成のうえ文化財課へ提出。(基本的には印刷や外部への発行は行わない。)
- viii 調査団の決算 事務局にて決算書を作成。団体で承認の上、文化財課へ提出。
- ix 残金の戻入 団の財源である委託料が全額費消されなかったときには、その残金を口座解約の上、市に戻入する。

(事後処理) 報告書、決算書及び残金戻入の確認をもって、調査委託が完結し、事業終了として、課の決算を行う。また、前金払いの精算手続きも行う。

※ 当該帳票の保存期限は公金外現金事務取扱要領において5年保存とされ、本件関係文書は廃棄され、現存していない。なお、公金外現金事務取扱要領には、年度末に中間報告と中間決算を行い、当局の承認を受けて、翌年度の活動を行うことが出来ることとなっているが、これは団体の財源に公金が含まれていないときの例外的措置であり、本件調査団には適用できない。

(イ) 一括後払い方式

(事前段階) 前年度に予算要求を行う、当該年度当初に総合調査費の配分を行い、事業実施を決定する。

- i 調査委託執行伺 担当者起案、文化財課長決裁。総務課合議
- ii 調査団設立 通例は会合を行って、規約、構成員、会長等役員等を確認する。代表者名による口座を開設する。※1
- iii 委託契約手続き 本市と調査団との間で契約書を取り交わす。
- iv 調査活動 団体主体で行う。
- v 調査団の経理事務 資金がないため、謝金・交通費・撮影現像費等については記録をとり、調査実費を明らかにしておく。※2
- vi 調査団の報告書 団体で作成のうえ文化財課へ提出。
- vii 検査 検査員による検査の実施(検査調書の作成・押印、又は支出命令書検査欄への記載・押印) ※3
- viii 請求書提出 調査団から所管課に提出
- ix 支出命令 担当者起案、経理担当者帳簿記入、係長・課長合議、総務課決裁、市出納機関へ送付

(事後処理) 調査団事務局が、謝金・交通費・調査実費等を関係者に支払う。 ※4

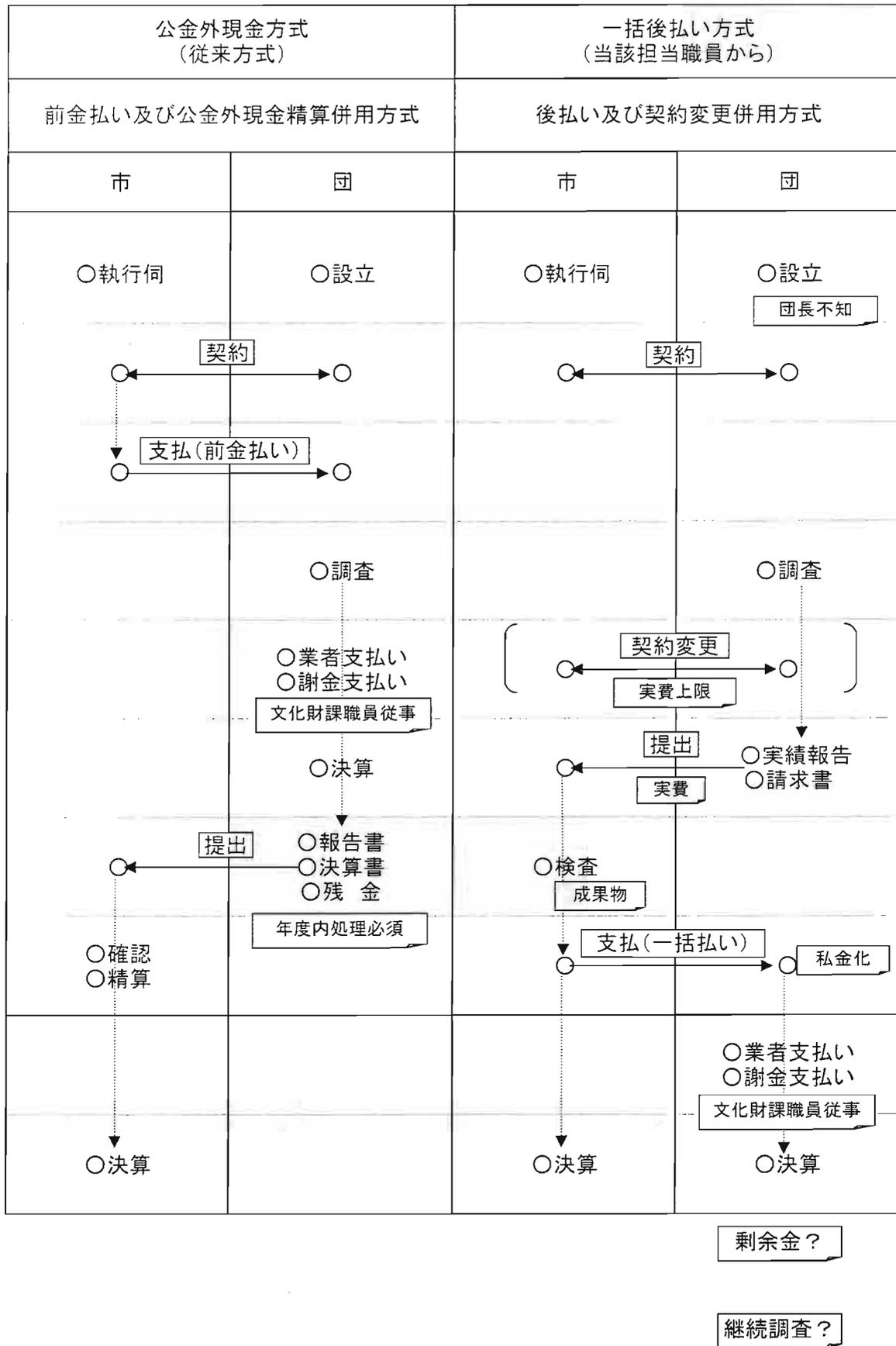
※1 文化財課では、ここで通帳と印鑑を預かっていた。

※2 契約金額と調査の実費に差が生じたときは、支出額を調査実費に収めるために、当初契約金額を実費相当額に変更する契約変更を行う。

※3 印刷物のケースと同様、調査報告が出来ていないときには、当然支出は許されない。何らかの操作で支出されたときは、資金をプールしたことになる。

※4 「公金外現金方式」制度では、団体の依頼により当該作業に従事できるが、「一括後払い方式」制度では、市職員が当該作業に携わることを認める制度はない。

資料2 別図 文化財課における調査団経理の方法の比較



	印刷物名称(発注年度)	印刷物概要	金額	発行部数	発行の考え方	専門家意見	備考
1	横浜市指定文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書(H14年度発注)	平成14年度に市指定文化財(建造物)に指定した「旧柳下家住宅(磯子区所在)」の保存改修工事に関する報告書で、以降の修理の参考の元になる基本報告書である。	1,218,000円	1,000部	本報告書は、以後の「旧柳下家住宅」の修理の参考の元になるものである。原稿が揃っており、印刷業者も発注の条件で履行を了解しているため、発行する。	すぐに発行すべきである。	
2	歴史的建造物「ベーリックホール」保存改修工事報告書(H14年度発注)	当該建築物(JHモーガン設計、中区所在)は、現存する山手外国人住宅の中で最大規模をもつスパニッシュスタイルの西洋館で、その保存改修工事に関する報告書で、今後の文化財指定の重要な資料である。	1,806,000円	1,000部	本報告書は、以後の修理の参考の元になるもので、文化財指定するにあたり重要な資料となる。原稿が揃っており、印刷業者も発注時の条件での履行を了解しているため、発行する。	すぐに発行すべきである。	
3	横浜市近代和風建築調査報告書(H12年度発注)	H7年度～11年度にかけて横浜市建築物調査会に委託して実施した調査で、市内に所在する和風建築物(明治初期から第2次大戦以前に建築された建物で、住宅・草葺農家・別荘等)に関する報告書である。今後の文化財保護行政の基礎資料として活用するための報告書である。	1,837,500円	500部	本報告書は、明治以降に建築された和風建築物の調査報告書で、調査後に解体された建物もあり、その後、県による類似の印刷物が発行されている。このため、現存する原稿の範囲で発行する。	調査が終了しているので、発行することが望ましい。方法として、現在あるものを「その1」とし、順次原稿が出来次第発行する。	
4	横浜市文化財調査報告書第32輯 横浜の山車調査報告書(H11年度発注)	市内に現存する「山車」の調査報告書である。それらの「山車」は現在も調査時点と同様に保存されており、今後の文化財への指定も考えられる。	955,500円	500部	本報告書は、市内に現存する「山車」の調査報告書で、極めて貴重である。調査時点とほぼ同様に保存されており、今後文化財への指定も考えられる。原稿がほぼ揃っており、発行する。	執筆者と相談して、発行することが望ましい。	
5	横浜市文化財調査報告書 横浜の仏像一久良岐郡一(H10年度発注)	横浜の仏像一鎌倉郡一(H7年及び9年発行)と対を成すものである。旧久良岐郡所在の寺院が所有する仏像を調査した報告書である。	1,449,000円	500部	本報告書は、横浜の仏像一鎌倉郡一と対をなす。報告書の発行に先立ち、仏像所有者の場継同意が必要だが、未だ取っていない。昨今の仏像盗難事件の頻発などから同意を得るのが難しいが同意を得られた範囲で発行する。	初校を見たことがあるので、それを確認すべきである。可能ならば、発行すべきである。懇談事項は、後書に報告を記述することで解決できるのではないかと。	
6	横浜市文化財調査報告書第30輯 三倉寺資料調査報告書(H9年度発注)	港北区所在の真言宗高野山金剛峰寺の末寺。当寺所有の仏教典籍等をまとめた報告書である。	824,250円	500部	旧担当者が所持しているという原稿(写し)が入手できれば、この他に若干の追加執筆が必要だが、発行する。	編集者に当時の実情をヒアリングをして、今後の対応を検討すべきである。	
7	横浜市文化財総合調査概報(十四)(H9年度発注)	市域の文化財について確認し、今後の文化財保護行政の基礎資料とすることを目的として実施している悪習調査の一環で、港北区の寺社を調査した報告書である。	813,750円	500部	昭和52年からの一連のシリーズであり、原稿もほぼ揃っているため発行する。ただし、請負印刷業者が近々廃業の予定があり、印刷の履行に躊躇しているため、可能な範囲で発行する。	すぐに発行すべきである。	
8	横浜市文化財調査報告書第24輯の4 寶生寺典籍(その四)(H9年度発注)	南区に所在する名刹。真言宗高野山金剛峰寺の末寺。仏教典籍等約1700点所有している。報告書はH4、7年度発行され、引き続きの報告書である。	761,250円	500部	マイクロ化した典籍等(写し)の解読等再調査委託の必要があるが、発行する。	編集者に当時の実情をヒアリングをして、今後の対応を検討すべきである。(その後、原稿が発見できたので、直ぐに発行する扱いとする。)	
9	横浜市文化財調査報告書第24輯の3 寶生寺典籍(その三)(H8年度発注)		999,100円		マイクロ化した典籍等(写し)の解読等再調査委託の必要があるが、発行する。		
10	横浜市文化財調査報告書第25輯の5 寶生寺近世文書(5)(H9年度発注)	当寺が所有する近世文書287点をマイクロフィルム化し、調査した報告書である。H4年度～8年度にかけて発行された報告書の続きの報告書である。	761,250円	500部	旧担当者によると、関連の寺に悪影響を及ぼす内容が多く含まれていたため、専門家の見解を踏まえて発行を中止したとのこと。さらに調査を継続する。	発行中止理由は納得できない。改めて調査状況を確認し、その上で発行すべきである。	
11	横浜市文化財調査報告書第17輯の2 港北区石造物調査報告書(H16年度発注)	港北区内に所在する石造物について調査し、今後活用するための報告書である。	999,100円		原稿が業者にあるので、そのまま印刷し発行する。	すぐに発行すべきである。	
12	横浜の民家(H6年度発注)	横浜の民家については、「歴史」「民俗」「建築」の3要素で構成される予定である。市域全体の古民家調査に基づいた報告書である。	1,730,400円		「歴史」「民俗」「建築」の3要素で構成されるはずであったが、「建築」部分は未執筆であり、今後早急に全ての原稿が揃う見込みがない。このため、現在揃っている原稿の範囲で発行し、「建築」の原稿ができた時点で追加発行する。	今ある原稿で発行すべきである。副題として～歴史と民俗編～とすべきである。プライバシーの問題は、後書で処理すべきである。	
13	市指定文化財解説冊子(東輝庵諸師資料)(平成6年度発注)	後に「東輝庵諸師資料、誠拙和尚関係資料」は発行されており(H8年度)、発行の意図は不明である。	2,317,500円	1,000部	請負印刷業者が倒産しており、原稿がない。既に「東輝庵諸師資料」が発行されているため、発行は取りやめる。	資料等をH8年度に発行しているのでも、発行をやめてよいのではないかと。ただし、その資料等を複製し、関係機関等に配布すべきである。	

資料4 調査団に係る不適正事務処理の内容と対応について

調査団名称	井上良斎「墨田焼」調査団	井上良斎「墨田焼」の資料収集、南区所在の窯場の調査を行う。なお、調査団団長は逝去されている。
事業年度	平成3年度	
事業費 ＝当初振込額	2,300,000円 (H4.5.13)	
当初執行額	なし	経費支出が全くないことから、調査実施の有無に危惧があったが、平成2年度に行われた事前調査に関わる経費の後年度補填を意図したとのことで、資料によれば、調査報告書としての体裁は整えられていないが、現地調査等が行われたことが認められた。
執行残額	2,300,000円 (H4.5.13)	
事業終了後出金	なし	
現在の残高	2,329,661円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	現在、南区役所と市民団体が協働して、保存等についての検討をしている。

調査団名称	東海道学術調査団	神奈川宿・戸塚宿の調査を行う。
事業年度	平成2年度	
事業費 ＝当初振込額	平2 1,000,000円 (H3.3.25)	H3に762,987円の入金あり
当初執行額	1,748,071円	1年余にわたり執行
執行残額	25,795円 (H4.4.20)	利子が付いたために増額している。
事業終了後出金	なし	
現在の残高	26,205円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	調査団長は戻入了解済み。

調査団名称	古月下歴史資料調査団	宝林寺ほかの調査
事業年度	平成2年度	
事業費 ＝当初振込額	平2 2,000,000円 (H2.6.4)	
当初執行額	1,400,398円	2年余にわたり執行
執行残額	625,866円 (H4.8.13)	利子が付いたために増額している。
事業終了後出金	なし	
現在の残高	633,302円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	調査団長は逝去直前に戻入を了解された。

調査団名称	横浜真葛焼調査会	真葛焼の全容を把握するため、所在状況の調査、資料の収集、寄贈予定資料の解説・整理を行う。
事業年度	平成元年度、2年度、6年度及び7年度の4回	
事業費 ＝当初振込額	平元 3,000,000円 (H2. 4. 26) 平2 2,700,000円 (H3. 4. 30) 平6 650,000円 (H7. 4. 25) 平7 1,500,000円 (H8. 5. 10)	合計 7,850,000円
当初執行額	平2 424,000円 (H2. 6. 21) 平4 89,759円 (H4. 8. 13) 平6 863,957円 (H7. 2. 23) 平8 100,000円 (H8. 10. 31)	事業年度と経費支出の脈絡がないことから、適正な調査の実施に危惧があったが、真葛焼関係資料の収集・整理・解析、関係者寄贈資料の撮影・読み下しを行った旨の申し出に合致する関係資料が歴史博物館に収蔵されていることが確認できた。
執行残額	6,524,825円 (H8. 10. 31)	
事業終了後出金	平成10年12月16日 200,472円 平成11年2月22日 100,472円 平成11年5月6日 150,472円 の出金	合計451,416円の出金 なお、11年度は会長逝去後の出金であった。 3件とも文献解説に従事した調査員Aへの支払いであることが振込受取書の写しと受取人からの事情聴取で確認できた。
現在の残高	6,102,927円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	現時点での調査実施については、緊急性は認められないところである。

調査団名称	横浜真葛焼調査団	寄贈予定資料の解説・整理を行う。
事業年度	平成8年度	前項の調査会の内部チームとして設置されたものだが、契約は調査会とした。(前会長逝去のため本件団長である新会長の名義で契約した。)
事業費 ＝当初振込額	1,350,000円 (H9. 5. 1)	
当初執行額	なし	上記真葛焼調査会と同じ
執行残額	1,350,000円 (H9. 5. 1)	
事業終了後出金	平成13年12月28日 ①236,880円 平成14年2月7日 ②200,630円 の出金 合計437,510円	①については文献解説資料の印刷経費として印刷会社への支払い ②については文献解説に従事した調査員Bへの支払いであることが振込受取書の写しと受取人からの事情聴取で確認できた。
現在の残高	918,496円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	調査団長は戻入了解済み。

調査団名称	横浜の神楽面調査団	市内に現存する神楽面の歴史的価値を調査する。
事業年度	平成4年度及び5年度	
事業費＝当初振込額	平4 1,700,000円 (H5.5.31) 平5 1,550,000円 (H6.5.9)	合計 3,250,000円
当初執行額	なし	団長名義人が団長就任の記憶が無く、事業年度での経費支出がないことから、調査実施の有無に危惧があったが、神社保有の面、神楽師保有の面、連中（囃子）保有の面の撮影、神楽の収録（音声・映像）、資料の印刷を行ったとの申し出に合致する関係資料（CDブック）が歴史博物館に収蔵されていることが確認できた。
執行残額	3,250,000円 (H6.5.9)	
事業終了後出金	平成17年3月18日 1,081,260円の出金	240,000円については、神楽面資料を盛り込んだCDブック製本作業に従事したアルバイトAへの賃金の支払いであることが領収書でわかった。 841,260円は同CDブックの印刷経費として印刷会社への支払いであることが振込受取書の写しから判明した。
現在の残高	2,196,881円	利子が付いたために増額している。
対応	歳入への組入れを行う。	現時点での調査実施については、緊急性は認められないので今後の問題である。

調査団名称	佐藤美子氏資料調査団	声楽家故佐藤美子の遺品の調査
事業年度	平成4年度	
事業費＝当初振込額	平4 800,000円 (H4.11.18)	
当初執行額	614,087円 (H4.12.16) 1,854円 (H5.6.29)	楽譜類の目録は完成。
執行残額	185,342円 (H5.6.29)	
事業終了後出金	平成17年6月17日付解約 187,018円の出金	150,000円は「偲ぶ会」及び「しのぶ催し」開催経費の分担金相当としての支払いであったことが出席者の記録及び新聞記事から、確実に推定できた。 36,000円は調査員謝金（未交付で当該担当職員が保管中につき別途回収の上市に帰属させる。）、1,000円は平成4年度の口座開設金を当該担当職員が立て替えていたことの還付であった。
現在の残高	0円	
対応		

調査団名称	横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会(会長名義口座)	本会は歴史資料の調査団ではなく、お囃子や木遣りなどの保存に努める地域の民俗芸能団体が集まった任意団体であるが、本市から民俗芸能大会の開催を平成10年度まで委託していたことから、文化財課で通帳を預かっていた。
事業年度		金融機関記録は昭和54年から
事業費 =当初振込額		会員からの会費収入と本市からの委託料を財源としていた。
当初執行額		
執行残額	71,388円 (H10.12.16)	—
事業終了後出金	平成17年9月16日付解約 71,583円 の出金	平成9年9月の調査員らの市外出張経費(71,291円)の立替払い分の選付をうけたとのことであり、当該出張があったことは関係者から確認できた。 292円は自費と合わせて18年開催の行事への祝い品としたとのことで、当該行事が執り行われたことは当該団体から確認できた。
現在の残高	0円	
対応		

調査団名称	横浜市文化財総合調査会 (その1)	文化財悉皆調査のための常設調査団 平成11年度に廃止
事業年度		金融機関記録は昭和61年から
事業費 =当初振込額	昭和61年から平成8年度まで 年300,000円 平成9年度及び平成10年度 年270,000円	
当初執行額	—	
執行残額	883,111円 (H11.12.28)	平成11年度をもって事業を終了したが、なお口座に残金があったものである。
事業終了後出金	平成14年3月26日 288,140円 平成16年1月28日 71,260円 平成16年4月22日 150,000円 平成16年7月9日 186,890円 平成16年12月7日 50,000円 平成17年9月16日(解約) 137,849円	合計884,139円の出金。解約。 振込受取書、郵便振替・払込金受領証、領収書、請求書等をもって、支払われていたことが確認できた。 ①印刷会社Aに資料印刷代として236,880円 ②印刷会社Bに資料印刷代として59,850円 ③調査員Cに謝金として50,735円 ④協力団体Dに謝金として20,525円 ⑤協力団体Eに資料整理経費として150,000円 ⑥イベント業者Fに設営費として116,550円 ⑦調査員Gに図版作成費として70,340円 ⑧調査員Hに資料収集・執筆経費として50,000円 ⑨調査員Iら5人に現地調査謝金として51,680円 ⑩調査員Jに執筆経費として70,630円

		①調査員Gに図版作成費として30,340円 ②調査員Hに資料集費として5,520円
現在の残高	0円	
対応		

調査団名称	横浜市文化財総合調査会 (その2 平成元年度限り)	平成元年度限りの調査を行ったものと認められる。
事業年度	平成元年度	
事業費 ＝当初振込額	2,688,000円 (H1.5.16) 3,287,000円 (H1.7.5) 2,186,000円 (H1.10.23) 1,839,000円 (H1.12.27) 合計10,000,000円	
当初執行額	10,000,000円	最終引出日 H2.3.29、残高ゼロ化
執行残額	0円 (H2.3.29)	H2.8.13に2,199円の利子発生、以後付利が続く。
事業終了後出金	平成16年1月28日付け解約 2,276円 の出金	文房具購入との申し出があり、文化財課内に該当物品とおぼしきものがあった。
現在の残高	0円	
対応		

調査団名称	横浜市文化財総合調査会 (その3 平成4年度限り)	平成4年度限りの調査を行ったものと認められる。
事業年度	平成4年度	翌月中に全額が支払われていることから、実作業は4年度末までに行い、出納のみを3月から4月に行ったものと推測される。
事業費 ＝当初入金額	3,078,426円 (H5.3.31)	本市からの振り込みではなく、現金で預金した模様。
当初執行額	3,078,426円	最終引出日 H5.4.30、残高ゼロ化
執行残額	0円 (H5.4.30)	H5.8.9に169円の利子発生。
事業終了後出金	平成16年3月31日付け解約 169円 の出金	文房具購入との申し出があり、文化財課内に該当物品とおぼしきものがあった
現在の残高	0円	
対応		

未発行の冊子については、請負業者、執筆者、その他関係者の協力を得て、次のとおり平成21年度中に発行する。

印刷発行物名	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3
歴史的建造物「ベリックホール」保存改修工事報告書	印刷・納品	→										
横浜市指定文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書	校正・印刷・納品	→										
横浜市近代和風建築調査報告書	第一分冊原稿加筆・校正・印刷・納品						→					
												→
第32輯 横浜の山車報告書	追加原稿執筆・写真調整・校正・印刷・納品							→				
横浜の仏像 一久良岐郡一	追加原稿執筆・掲載同意取得・校正・印刷・納品										→	
第30輯 三会寺資料報告書	原稿所在確認・追加原稿執筆・校正・印刷・納品											→
横浜市文化財総合調査概報十四	追加原稿執筆・校正・印刷・納品							→				
第24輯の4 寶生寺典籍(その4)	追加原稿執筆・校正・印刷・納品						→					
第25輯の5 寶生寺近世文書(その5)	状況再確認	→										
第24輯の3 寶生寺典籍(その3)	追加原稿執筆・校正・印刷・納品						→					
第17輯の2 港北区石造建造物報告書	校正・印刷・納品			→								
横浜の民家	第一分冊原稿加筆・校正・印刷・納品						→					
												→
市指定文化財解説冊子(東輝庵諸師資料)	業者倒産(既に合本で発行済み)											

資料6 年度別事象一覧

課長係長の網掛けは退職者

ゴシック太字は特定担当職員従事案件

年度	課長	係長	印刷物関係	調査団関係	その他
平成18年度	A	L			金融機関連絡
平成17年度	B	L		口座解約・横浜市文化財総合調査会（その1） 口座解約・横浜市民俗芸能保存団体連絡協議会（会長名義口座） 口座解約・佐藤美子氏資料調査団	金融機関連絡
平成16年度	B	L		年度外出金・横浜市文化財総合調査会（その1） 年度外出金・横浜の神楽面調査団	
平成15年度	B	M		年度外出金・横浜市文化財総合調査会（その1） 口座解約・横浜市文化財総合調査会（その2平成元年度限り） 口座解約・横浜市文化財総合調査会（その3平成4年度限り）	
平成14年度	C	M	発注・旧柳下家住宅保存改修工事報告書 発注・ペーリックホール保存改修工事報告書		
平成13年度	C	N		年度外出金・横浜真葛焼調査団 年度外出金・横浜市文化財総合調査会（その1）	
平成12年度	D	O	発注・近代和風建築調査報告書		
平成11年度	D	O	発注・横浜の山車調査報告書	年度外出金・横浜真葛焼調査会	
平成10年度	E	O	発注・横浜の仏像一久良岐郡一	年度外出金・横浜真葛焼調査会	
平成9年度	E	O	発注・三会寺資料調査報告書 発注・寶生寺典籍（その四） 発注・寶生寺近世文書（5） 発注・文化財総合調査概報（十四）		
平成8年度	F	O	発注・寶生寺典籍（その三）	新規委託・横浜真葛焼調査団	
平成7年度	F	O		追加委託・横浜真葛焼調査会	
平成6年度	F	O	発注・港北区石造物調査報告書 発注・横浜の民家 発注・東輝庵諸師資料	追加委託・横浜真葛焼調査会	
平成5年度	G	P		追加委託・横浜の神楽面調査団	
平成4年度	G	P		新規委託・横浜の神楽面調査団 新規委託・佐藤美子氏資料調査団 新規委託・横浜市文化財総合調査会（その3平成4年度限り）	
平成3年度	H	P		新規委託・井上良斎「墨田焼」調査団 追加委託・横浜真葛焼調査会	
平成2年度	H	Q		新規委託・東海道学術調査団 新規委託・横浜真葛焼調査会	
平成元年度	I	Q		新規委託・古月下歴史資料調査団 新規委託・横浜市文化財総合調査会（その2平成元年度限り）	
昭和63年度	I	Q			
昭和62年度	J	Q			
昭和60・61年度	K	Q			